
学習用タブレット端末購入に関する Q&A

Q1 県立高校と同じ端末を個人購入するのですか。

A1 県立高校と同じ端末を購入していただきます。購入方法につきましては改めてご案内させていただきますが、市立高校の合格発表（令和9年3月）以降に購入手続きをしていただきます。

Q2 金額はいくらですか。

A2 端末等購入価格 59,840 円（購入の際にご家庭で負担いただく金額です）

※上記代金は、学習用タブレット端末等代金総額 89,760 円から、市の 3 分の 1 補助額（29,920 円）を差し引いた額となります。

※上記代金に含まれるものは、端末本体（Chromebook）、端末管理ツール、タッチペン、保護バック、3 年間の端末保証の料金です。

Q3 経済的な理由により、端末を購入できない場合はどうすればいいですか。

A3 「生活保護受給世帯」や「令和8年度県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円の世帯」などのうち希望する生徒に対して、学校から端末をお貸しします。貸出用端末等の貸与希望申請手続きを行ってください。

Q4 分割支払はできますか。（「島根県教育委員会のチラシ R8.6 時点」裏面 Q5に関連）

A4 島根県教育委員会の無利子奨学金貸与制度は利用できません。分割支払をご希望の場合は、クレジットカードによる分割払いをご利用ください。

Q5 家庭での通信料はだれが負担するのですか。（「島根県教育委員会のチラシ R8.6 時点」裏面 Q6に関連）

A5 ご家庭で負担をお願いします。なお、通信機器がない場合は各ご家庭でご準備くださいますようお願いいたします。（Wi-Fi 環境が必要です。）

※島根県教育委員会のチラシ R8.6 時点（「中学校3年生・義務教育学校9年生及び保護者の皆様へ大切なお知らせです！」）の裏面 Q&A のうち、Q5、6以外は皆美が丘女子高等学校にも該当しますので、併せてご確認ください。